

研究開発や
その成果の事業化
を行いたい

滋賀の新しい産業づくり チャレンジ計画認定事業

趣旨・目的

新たな事業分野の開拓を目的として新商品や新技術に関する研究開発およびその成果の事業化を行うおうとする中小企業者等は、研究開発内容とその成果の事業化への取組および事業化後のビジネスプランについて記載した「チャレンジ計画」を作成し、この事業計画について滋賀県知事の認定を受けることにより、事業期間中に補助金をはじめとする各種の支援制度を利用することができます。

対象となる方

以下の要件を満たす「チャレンジ計画」が対象となります。

- (1) 新たな事業分野の開拓につながるものであり、著しい新規性を有する技術に関する研究開発を伴うもの
- (2) 研究開発とその成果の事業化への取組が滋賀県内において実施されるもの
- (3) ビジネスプランが滋賀県内において実施されるもの（滋賀県内に本社を有するものはこの限りではない。）

支援内容

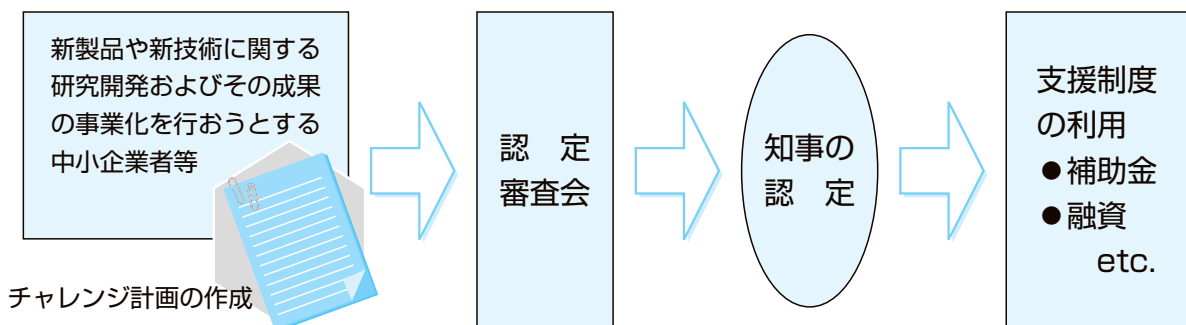
1. 支援措置

「チャレンジ計画」の認定を受けた中小企業等は、以下の支援制度をご利用頂けます。（チャレンジ計画の認定が支援制度の実施を保証するものではありません。）

- (1) 滋賀県コロナ対応モノづくり研究開発補助金（一般型）
- (2) 滋賀県市場化ステージ支援事業補助金（滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金を受けた中小企業者）
- (3) 政策推進資金（新事業促進枠）

2. 受付期間

申請書の受付は随時行っています。



問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部 モノづくり振興課 TEL：077-528-3794（137ページ No.16）
 滋賀県工業技術総合センター TEL：077-558-1500（137ページ No.21）
 滋賀県東北部工業技術センター（長浜） TEL：0749-62-1492（137ページ No.23）